

亀岡市議会基本条例の一部を改正する条例（令和3年亀岡市条例第8号）
の内容

令和3年3月23日施行

亀岡市議会基本条例第24条に基づく条例の検証及び見直しの検討の結果、下記事項について、条例の一部改正を行いました。

（改正事項）

- （1）議会の活動原則の第3条第5号について、「政策」の次に「立案」を加え、「実現」を「提言」に改める。
- （2）第5条の2中「議員」を「議会」に改め、「第5条の2」を「第17条」に改める。
- （3）「（災害時の対応）第6条 議会及び議員は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その果たすべき役割を十分に認識し、迅速かつ的確に行動するとともに、市民生活の維持及び安定に努めるものとする。2 議会及び議員の災害時の対応について必要な事項は、別に定める。」を加える。
- （4）（2）・（3）の改正に伴い、目次を改めるとともに、条の繰り下げを行う。